

ごみは燃やさないで 野焼きは禁止されています

野焼きの際に発生する臭いや煙によって「洗濯物が干せない」などの苦情が多く寄せられています。廃棄物（ごみ）を野外で燃やす「野焼き」は法律により禁止されています。

一部の例外規定はありますが、ごみは燃やさず、指定された集積所に出すか環境センターまで持ち込んでください。

野焼き禁止の例外規定（抜粋）

- ▷ 農林業を営む上で発生する刈り草などの焼却
- ▷ 落ち葉たきなど日常生活における軽微な焼却
- ▷ どんど焼きなど風俗習慣上の行事における焼却

上記の場合でも、生活環境に支障がある場合は指導の対象となります。風向きや時間帯に注意し、近所の方に声を掛けるなどのマナーを守りましょう。火災にも十分に注意しましょう。



問 環境課（内線252）

平成30年度 市功労者表彰該当者調査

来年2月に社会福祉、保健衛生、教育文化、消防、経済などの分野で功労のあった方を表彰します。

次の事項について、表彰にふさわしい方をご存じの方は、10月12日（金）までに秘書課秘書係へ連絡ください。

- ▷ 市内の同一事業所に30年以上勤務し、勤務状況が良好な方
- ※ 工業・商業組合などに加入している事業所へ勤務している方は、組合へ申し出てください。
- ▷ 10年以上にわたってボランティア活動をしている方



問 秘書課秘書係（内線204）

情報公開・個人情報保護制度 の実施状況の公表

市政における公正の確保と透明性の向上を図り、個人情報の適切な取り扱いと自己情報の開示請求など個人の権利を保障するため、情報公開制度と個人情報保護制度を実施しています。平成29年度の実施状況は下記の通りです。

情報公開制度の実施状況

- ▷ 請求件数21件（うち開示15件、一部開示4件、不開示1件、不存在1件）
- ▷ 公開された主な文書（業務仕様書、会議録 など）

個人情報保護の実施状況

- ▷ 請求件数2件（うち開示1件、一部開示1件）

審査請求の状況

- ▷ 請求件数0件 ※市が行った開示などの決定に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができます。

情報コーナー（市役所1階玄関ロビー）では、市が保有する情報を検索するための資料、予算書、統計書、市議会会議録を自由に閲覧できます。ぜひ利用ください。

問 総務課（内線225）